

様式 1

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

[illegible]

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	たけし歯科医院	長崎県大村市桜馬場2丁目 355番地1	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月27日 令和4年度決算の決定

令和5年5月27日 令和5年度の役員報酬額の決定

令和5年3月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 3

法人名 医療法人 翠月会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市桜馬場2丁目355番地1

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	49,838	I 流 動 負 債	11,892
II 固 定 資 産	28,146	II 固 定 負 債	31,874
1 有 形 固 定 資 産	26,630	負 債 合 計	43,766
2 そ の 他 の 資 産	1,516	純 資 産 の 部	
III 繰 延 資 産	92	科 目	金 額
		I 基 金	15,000
		II 積 立 金	19,310
		代 替 基 金	0
		繰越利益剰余金	19,310
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	34,310
資 産 合 計	78,076	負債・純資産合計	78,076

法人名 医療法人 翠月会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市桜馬場2丁目355番地1

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	155,616
2 事業費用	143,436
本来業務事業利益	12,180
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	12,180
II 事業外収益	340
III 事業外費用	191
経常利益	12,329
IV 特別利益	87
V 特別損失	0
税引前当期純利益	12,416
法人税等	2,281
当期純利益	10,135

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 翠月会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市桜馬場2丁目355番地1

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	78,076 千円
2. 負 債 額	43,766 千円
3. 純 資 産 額	34,310 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	49,838
B 固 定 資 産	28,146
C 繰 延 資 産	92
D 資 産 合 計 (A + B + C)	78,076
E 負 債 合 計	43,766
F 純 資 産 (D - E)	34,310

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 翠月会

理事長 武 俊朗 殿

私は、医療法人翠月会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 22 日

医療法人 翠月会

監事 西山 暁美

